

第3回

告報



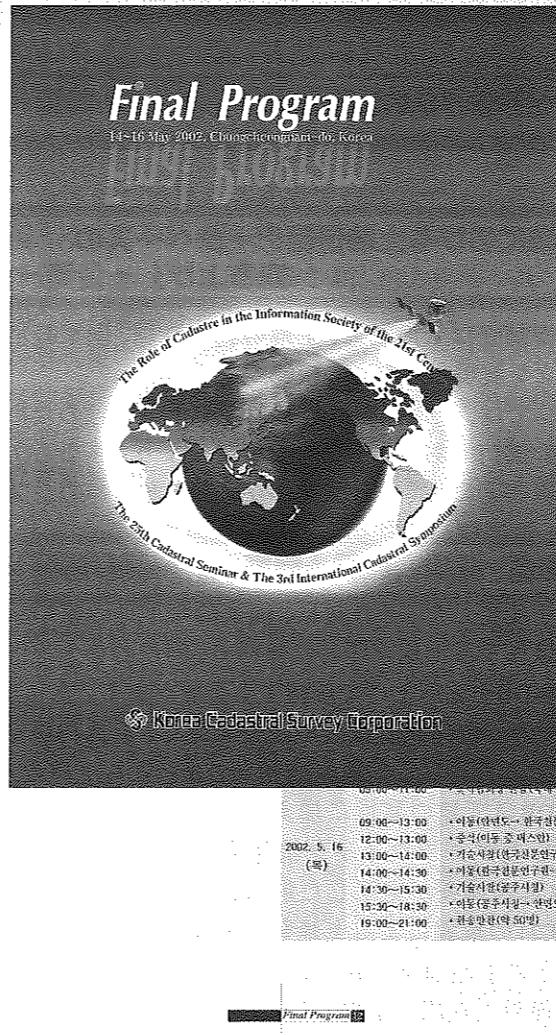
2002年5月14～16日、「第3回地籍国際シンポジウム」が「韓国・大韓地籍公社第25回地籍セミナー」との共催の形をとり、忠青南道 泰安郡 安眠邑 Lotte Ocean Castle に於いて開催されました。キーワードは「21世紀の情報社会における地籍の役割」である。

ご承知のように当シンポジウムは、第1回目を台湾で、第2回目が制度制定50周年記念事業の一環として一昨年連合会主催で開催され、今年がその3回目である。一昨年参加された海外の参加者は多くはありませんでしたが、参加者との旧交・交流を図る場でもあった。

開会式において、西本連合会長は、時折ユーモアを交えながら一昨年のお礼、我が国の土地家屋調査士制度の成り立ち・地図の状況からADRに言及され、東京・大阪・愛知3会の試行開始から将来構想、国民の付託に応えるための行動・努力目標を述べて締め括った。

シンポジウムは、第1～第4分科会で運営され、休憩をはさんで午後2時から6時まで25編の研究発表、討論が活発に行われた。

尚、連合会・各会から連合会長以下14名が参加した。



## プログラム

5月14日：歓迎レセプション  
15日：開会式、分科会、閉会式・表彰式  
（地籍セミナー）、晚餐  
16日：エキスカーション

Date	Time	Contents	Remarks
14 May	17:00~20:00	Domestic registration/accommodation	
	09:00~18:00	Foreign registration/accommodation	
	19:00~21:00	Welcome reception	- foreign participants
	09:30~10:10	Opening Ceremony	
		Speeches from the President of KSCS Minister, Ministry of MOGABA Governor, Chungcheongnam-do Chairman, Korean Society of Cadastre Chairman, Korean Association of Surveying and Mapping	
		Progress report	
		Awarding prizes of Cadastral Day	
	10:10~10:30	Coffee break	
	10:30~13:00	Paper presentation, Cadastral seminar	
	13:00~14:00	Lunch	
15 May	14:00~15:30	Paper presentation, Cadastral symposium	
	15:30~16:00	Coffee Break	
	16:00~18:00	Paper presentation, Cadastral symposium	
	18:00~18:30	Prize award, Closing ceremony	
	19:00~21:00	Dinner	
	09:00~11:00	Viewing "World Flower Expo"	
	09:00~13:00	Leaving for Technical tour	- local participants
	12:00~13:00	Lunch(in the bus)	
	13:00~14:00	Technical tour	- foreign participants
	14:00~14:30	(Korea Astronomy Observatory)	
16 May	14:30~15:30	Moving to Kongju city	
	15:30~16:30	Technical tour (Cadastre department, Kongju city)	
	16:30~17:00	Returning to the hotel	
	19:00~21:00	Faceted party	- foreign participants

各分科会のテーマは、第1『地籍調査・測量』、第2『地籍の公示制度』、第3『地図・土地情報』、第4『土地境界問題』である。

連合会からの発表は、第1分科会で藤原業務部次長が「位置の特定・検索と情報のリンター阪神・淡路大震災よりー」の発表の中で、基礎情報構築の大切さ・早期構築の必要性、被災地区の再利用計画の構築等について、日常業務で地図のメンテナンスが可能であること、不動産情報の精度を保証するデータベース構築について等、土地家屋調査士の職能・特性の側面からその役割について報告された。

第2分科会の馬渕総務部長は「土地家屋調査士と資料センター」の中で、我が国の地籍調査と筆界、筆界の確認方法と資料、調査士業務の変遷の概要報告、愛知会を例にとりながら資料センター構想・歴史・現状から、今後の展望までの発表がされた。

第3分科会の松岡副会長は「土地境界紛争とADR

による解決」で、日本における地籍制度と境界、境界紛争の特殊性と日本における土地境界との特殊性の関連、土地家屋調査士と土地境界、日本における現行の境界紛争解決制度等について概説し、日本における土地境界に関する紛争の解決のために土地の境界と最も関係の深い専門家である土地家屋調査士のもつ専門的な知見を活用して対処することを目的として、今、日本土地家屋調査士会連合会が創設の準備を進めている新たな制度（ADR構想）の概略を紹介した。

藤澤研究室長は「日本の境界事情」で、日本における境界の概念、日本の地図と公図、日本における境界判断を概説し、ドイツ民法を例示しながら、境界確定に対する法的整備を確立させ、早急に国家基盤たる地図作りをしたいとした。

その他各分科会研究発表中、海外の発表の内そのいくつかについて要旨を紹介します。

## 第1分科会 (abstract)

### 「GPSを使用した地籍コントロールネットワークの作用に関する研究」—韓国—

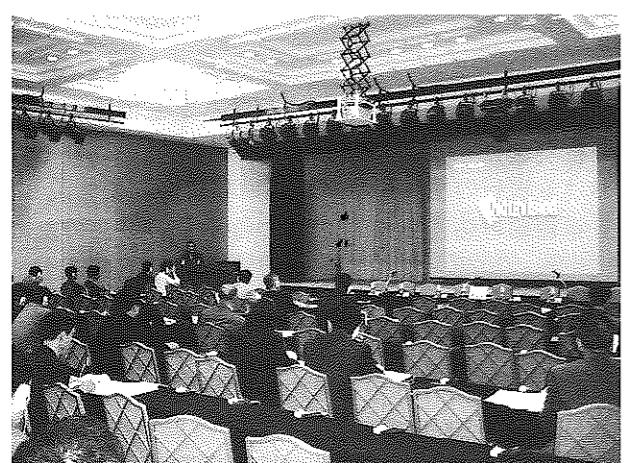
MOGAHA(省庁名)は高精度の測地学ネットワークの設立と事物の表面的な変遷を確認するために、GPSを使用した土地台帳操作ネットワークを立ち上げた。このシステムはGPS観測のための恒久的なGPS基地と、得られたデータを取り扱う中央処理センター、システムを統合するソフトウェア、自動化された管理・処理・分析といった作業によって構成されている。GPSの恒久的基地により得られた韓国のGPSデータは自動処理システムにより、ISDNあるいは電話線を通じて中央処理センターに送られ、集積・処理され、GPSデータを蓄積する。

本研究ではGPSを使用した地籍コントロールネットワークを稼動させるために、GPS中央処理センターのより効果的な使用方法について論ずる。

初めに、恒久的基地により得られた生データの管理と処理、その蓄積と処理、判断の手法について考察する。

次に、GPSの生データやGPS中央処理センターにおいて処理されたデータの使用者にとって、より効果的なシステムがあるかどうかを考察する。

最後に、GPSの恒久的基地の応用方法に従って、技術的サポートの詳細について考察する。



発表者：藤原 業務部次長

### 「台湾における土地情報データベースの立ち上げ」—台湾—

地籍調査は土地政策、土地の利用計画、国家経済の確立を実現するための根幹である。

台湾では、土地区画は地籍調査や土地管理のための根幹部門である。歴史的な事情により、異なる土地区画ごとに、異なる調査手法、それと同等のシステム、地図縮尺を採用した。土地の取り扱いごと、属性ごと、地図の区切りごとに、包括エリアや土地区画を変更した。それ故に、国家的な土地台帳の状態を操作する土地管理者に便利で、国家的な土地区画情報DBを立ち上げて維持する必要がある。

1992年、台湾政府は経済成長を促し、土地利用を調査するために、土地区画情報DBを立ち上げた。このDBは土地の属性に加えて、土地区画の形状と位置を表すグラフィック情報も含んでいる。このDBは地籍調査が完了した地域、調査手法ごとの分類、9.21の地震による土地登記の損害範囲など、属性ごとの主題図を生成することが可能で、台湾の土地管理や土地開発部門(?)の方針決定に重要な意味を持っている。

現在、土地区画情報DBは台湾土地調査局(LSB)によって維持されている。本論では、土地区画情報DBの詳細、DB更新とデータ伝達のための共有システムのメカニズム、について示す。DBから得られた統計グラフのような数例をもって、方針決定における土地区画情報DBによる支援機能についても示す。



## 第2分科会 (取材)

### 「地籍再調査事業の計画・構想に関する研究—民間機関への外部委任」—台湾—

台湾での地籍再調査事業が遅れている原因の究明とその対策には何が必要なのか、アンケート結果の分析に基づく報告がなされ、能力水準の低さ、民間への外部委任推進方策上での問題点として、責任保険制度の確立、測量師(士ではない)法等の法律制度の整備・熟知と共に資格制度の確立、外部委任制度のフレームの確立、民間測量能力向上のための教育訓練の強化が重要との認識が指摘されていた。

### 「韓国地籍教育の実態と発展方向」—韓国—

研究の目的は、学問的に遅れている地籍教育の実態を調査分析し、これをもとに問題点を抽出し、発展方向を提示することとした。

韓国では1970年代後半から大学において地籍学科が設置され地籍教育が始まり、現在は5校の4年制大学、10校の2年制大学、5校の修士課程、2校の博士課程の他に、実業系高校8校(土木・地籍科)でも地籍に関する教科(技術・法規)9科目の教育が行われていることが発表された。

地籍教育の実態分析を通して、地籍教育の充実の方向には教育体系モデル・パラダイムの策定、専任教師の充実、地籍専門大学院の設置の必要性等の提言がなされた。

教師の絶対数の不足、学問体系として確立されていないための内容のバラツキ、内容が難しい、卒業後の進路が地籍測量公社・公務員と限られている等の問題点を抱えながらも「地籍」を学校教育の場で、しかも高校レベルから教育していること、及びその発展方向についての研究がなされていることは、国情、体制、制度等の違いがあるとしても、我が国において学問として総合的・体系的に教育する場の殆ど無い実情と対比した時、参考にできる点があるのではないかとの印象を受けた。

一昨年の地籍国際シンポジウムで高らかに歌い上げた「地籍学確立への主体的な参画」の理念を具現化するべく、会長の開会セレモニーでの挨拶の一節「より良い不動産学、より精度の高い地籍学が改正法に活かせるよう努力する。」を更に確かなものとするために、関係各方面への具体的な行動を起こす必要があるとの感を強くした。

### 「21世紀情報地籍の模型研究」—韓国—

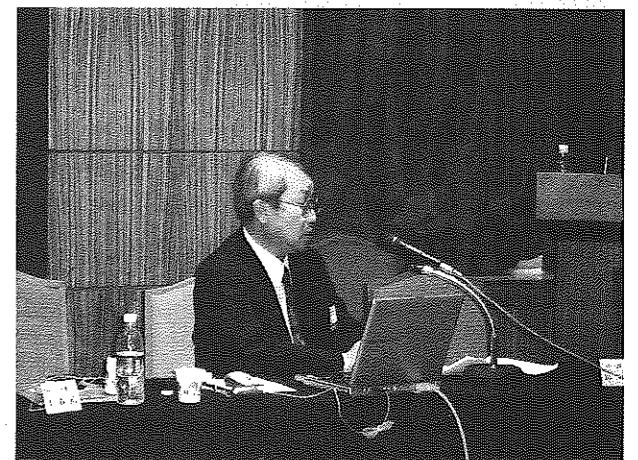
20世紀には多目的地籍という概念が未来志向的表現であったが、21世紀の情報社会においては地籍を表現するには限界があり、情報地籍の必要性と模型を提示するのが研究の目的である。

地籍制度の発展段階説、地籍目的説に伴う類型に限定し、文献調査法により研究した。

情報地籍の概念は、国家が土地情報の需要者に対し多様な筆地に関する情報を大量に持続的に提供する目的で運営する地籍制度である。

地籍の類型を税地籍・法地籍・情報地籍に分類し比較した。税地籍・法地籍が国家中心の制度であるのに対し、情報地籍は情報の需要者を中心とするものであるといえる。

21世紀型知識情報化社会における情報地籍の模型は、法の側面からは一つの筆地に対する情報を公示するための多様な関連法を運営することが必要である。登録情報に関する公信力を確保することで、情報を信じて取引できる土台を築くことが大事であること、地籍法を情報提供の目的とするよう変更する、登録対象の拡大が必要であること、行政的な側面から見ると、多様な土地行政組織の単一化・統合化が必要である等の報告がされた。



発表者：馬渕 総務部長

## 第3分科会 (abstract)

### 「地籍測量成果に基づく地理情報の活用計画」－韓国－

韓国政府は2005年までに、国家空間データ基盤を広め、デジタル化された国家地域を達成するために、“国家的地理情報システム制定に関する基本計画”を制定した。土地に関する基本情報は行政区、運送、水源を加えた水部、土地台帳、地形、施設（公的施設？）、そして衛星画像としている。LISにおける基本地図情報である地籍図はMOGAHAによるコンピュータ化処理に基づいている。数値地形図は国立地理研究所により作製、供給されている。それらの活用システムのために、MOGAHAによるPBLISと建設交通省によるLMISを体制に組み込んでいる。政府内では、これらのシステムは分割して計画、運用されているが、これらのシステムの主要ユーザーである地方政府では統合システムを必要としている。

統合システムを保有するためには、データ管理が重要案件である。関係部署のエゴや分割して制定された法律など、体系的な問題がそれ（統合シ

ステムの制定）を困難にしている。

それ故に、本研究は活用頻度向上のために、数値地籍図と数値地形図の改訂された手法について、比較・分析を試みる。

本研究の目的を達するために、Kyongsanbuk-doのKyongsan-cityを空間事例とした。また、時系列的対象は、地籍図のコンピュータ化と数値地図の作製が始まった1995年から現在までとした。事項範囲は地籍調査、地籍異動、地籍図のコンピュータ化、PBLIS、LMIS、航空写真、数値地形図に関する異動詳細を特徴とした。研究目的達成のための調査手法として、理論的検証と事例検証を並行して行った。理論的検証は関係法令や学術雑誌、記録文書、論文、（研究対象として）興味を持ったデータなどの文書調査に基づいて行う。事例検証は地籍調査図と数値地形図の比較・分析を行い、その応用手法について提案したい。



発表者：松岡 副会長



藤澤 研究室長



## 第4分科会 (abstract)

### 「法的境界の改善に関する研究」－韓国－

土地は国家と生産にとどまらず、我々の生活に密着した住空間の構成要素である。経済活動の拠点でもある。国家的な展望と言う意味で土地は国有の財産であるが、しかしながら、個人的・社会的展望においては主要な収入を生み出すと言う意味で、生産や財源という意味合いもある。

人口増加、都市化、工業化にともない、質、量ともに土地の需要が高まっているにもかかわらず、土地には限りがあり、固着特性と土地の不变性という背景からも、物質的に生産することはできない。

それ故に、土地の限界や人口の増加にもかかわらず、各人の土地共有は比較的減少傾向にあるため、所有権や占有権に関する紛争は益々深刻になる。

土地紛争の主なものは、境界問題と、競争する國

民性の感情的な欠点という重大な結果と付随して起こる問題として関連付けられる。土地問題は判決により終結する。しかしながら、関係者の殆どは裁判所の決定にも納得せず、さらには生涯続くプライドの争いへと発展していく。これは、韓国では先祖たちが形成してきた抽象的には境界に甘んずることがなく、法的な境界の通りの地図境界を採用しようとするからである。

それ故に、本論では、土地紛争の実情について分析し、それについての問題点を示す。また、抽象的な境界を法的な境界へと移行するための方法論についても示す。効率的に目的を達するために、1960年から2000年までの土地紛争に関する文書や凡例を検証し、改善のための選択肢を示したい。

## 参加者の一口メモから



— 日本、韓国、台湾との話は片言の日本語で何とか通じたが台湾、韓国人はもっぱら英語である。これからのは英語である。彼らは皆、アメリカに留学経験しているみたいで、会話に入れず、われわれ日本人は、なんだか疎外されているみたいだった。

(第1分科会は韓国の方は筆地異動、台湾の方は台中市の地震による土地の移動等について細かな数値で説明されたが、現地語のためよく理解ができなかった。)

それに対して、日本側は内容がすばらしいにもかかわらず、パワーポイント（PP）の使用がなかったのは残念だった。

言葉が通じない分、PPで目に訴えてほしかった。—

— 日本の大学にも韓国同様地籍学科を開設すべきだと言われた。もし人材不足が原因なら自分が教授になってやるのに残念だと思った。

△ × □ · · · · ?

韓国では、地籍公社が絶対的権威で筆界を決めているが、境界紛争に頭を痛めているそうだ。けれど、この仕事は古代エジプトの頃からあった訳だから、昔と同じように今日もやるしかないと思った。

平成…年に不動産登記法の大改正があるので、まあ見ていなさい！と言って正義の味方の叔父さん達はさっさと日本に帰っていった。あ～～つかれた！？ —

(取材：広報部長 齊藤 重則)